

第六十二号議案

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「（以下「区」という。）」及び「（以下「最低基準」という。）」を削る。

第二条から第四条までを次のように改める。

（定義）

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第三条 法第三十四条の十六第一項の規定による条例で定める基準は、この条例に特別の定めがあるもののほか、省令の定めるところによる。

（小規模保育事業所A型の設備の基準）

第四条 省令第二十八条第七号ロに規定する小規模保育事業所A型に設ける避難用の屋内階段のうち、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段

の構造は、建築物の一階から保育室等の設置階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（保育室等の設置階が四階以上のときは、階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。

第五条から第二十一条まで、第二章、第三章の章名、同章第一節、同章第二節の節名及び第二十八条を削る。

第二十九条の見出しを「（小規模保育事業所A型の職員）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項」を「省令第二十九条第二項」に改め、同項を同条とし、同条を第五条とする。

第三十条及び第三章第三節の節名を削る。

第三十一条の見出しを「（小規模保育事業所B型の職員）」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（準用）

第七条 第四条の規定は、小規模保育事業所B型について準用する。この場合において、同条の見出し中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条中「省令第二十八条第七号ロ」とあるのは「省令第三十二条において準用する省令第二十八条第七号ロ」と、「小規模保育事業所A型」

とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

2 第四条の規定は、小規模保育事業所C型について準用する。この場合において、同条の見出し中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」と、同条中「省令第二十八条第七号ロ」とあるのは「省令第三十三条第七号」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」と読み替えるものとする。

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第八条 保育所型事業所内保育事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

二 省令第四十三条第八号ロに規定する保育所型事業所内保育事業所に設ける避難用の屋内階段のうち、建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の一階から保育室等の設置階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（保育室等の設置階が四階以上のときは、階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものであること。

第三十二条、第三章第四節、第四章、第五章の章名並びに第四十二条及び第四

十三条を削る。

第四十四条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項」を「省令第四十四条第二項」に、「一人」を「一人」に改め、同項を同条とし、同条を第九条とする。

第四十五条及び第四十六条を削る。

第四十七条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（準用）

第十一条 第四条の規定は、小規模型事業所内保育事業所について準用する。この場合において、同条の見出し中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条中「省令第二十八条第七号ロ」とあるのは「省令第四十八条において準用する省令第二十八条第七号ロ」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と読み替えるものとする。

（委任）

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

第四十八条及び第六章を削る。

付則第二条から第十条までを削り、付則第一条の見出し及び条名を削る。

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に早期に対応するとともに、江戸川区における独自基準を明確化するため、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。